

小豆島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (令和 6 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和 4 年度 の人件費率
令和 5 年度	人 13,337	千円 11,536,809	千円 1,215,885	千円 1,744,690	% 15.1	% 16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

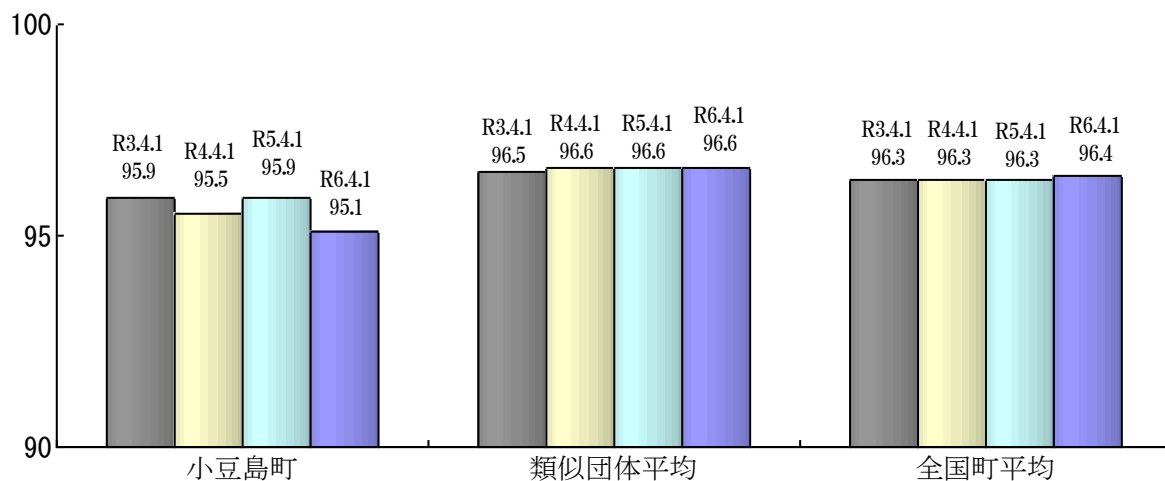
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和 5 年度	人 159	千円 585,486	千円 95,638	千円 228,388	千円 909,512	千円 5,720	千円 5,708

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いている。

※令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレズ指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A－B	勧告 (改定率)		
令和 5 年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	格差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和 5 年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.6

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し〔実施〕

(改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職については国の見直し内容を踏まえ、平均 2%の引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表と均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し〔支給なし〕

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成 27 年 4 月 1 日実施）

- (6) 特記事項
該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 豆 島 町	43.3 歳	307,900 円	364,232 円	331,833 円
香 川 県	42.9 歳	325,406 円	412,347 円	357,780 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類 似 団 体	41.8 歳	309,513 円	358,114 円	334,718 円

② 技能労務職

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
小 豆 島 町	42.3 歳	31 人	257,890 円	297,250 円	264,603 円
うち用務員	*	*	*	*	*
うち清掃職員	*	*	*	*	*
香 川 県	55.9 歳	9 人	299,869 円	320,872 円	314,739 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
類 似 団 体	50.2 歳	4 人	290,973 円	313,408 円	300,549 円

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小 豆 島 町	42.2 歳	317,833 円	343,499 円
香 川 県	41.3 歳	351,154 円	395,885 円
類 似 団 体	41.7 歳	299,825 円	331,828 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		小豆島町	香川県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	157,700 円	159,500 円	—
	中学卒	144,500 円	151,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	264,250 円	331,150 円	*	*
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が3人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている。

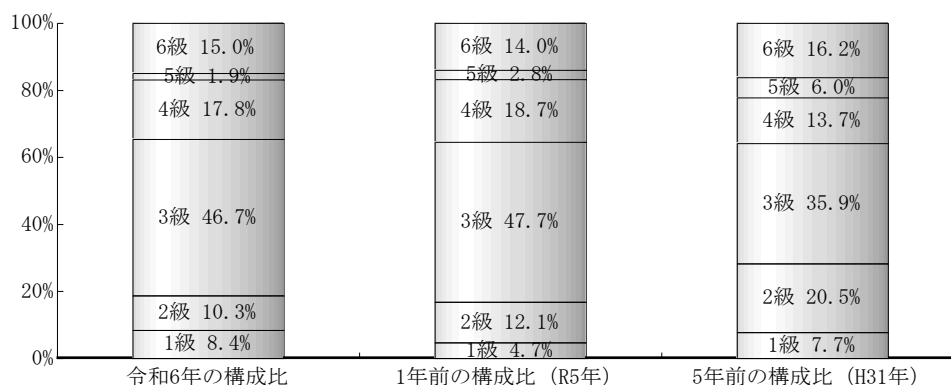
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

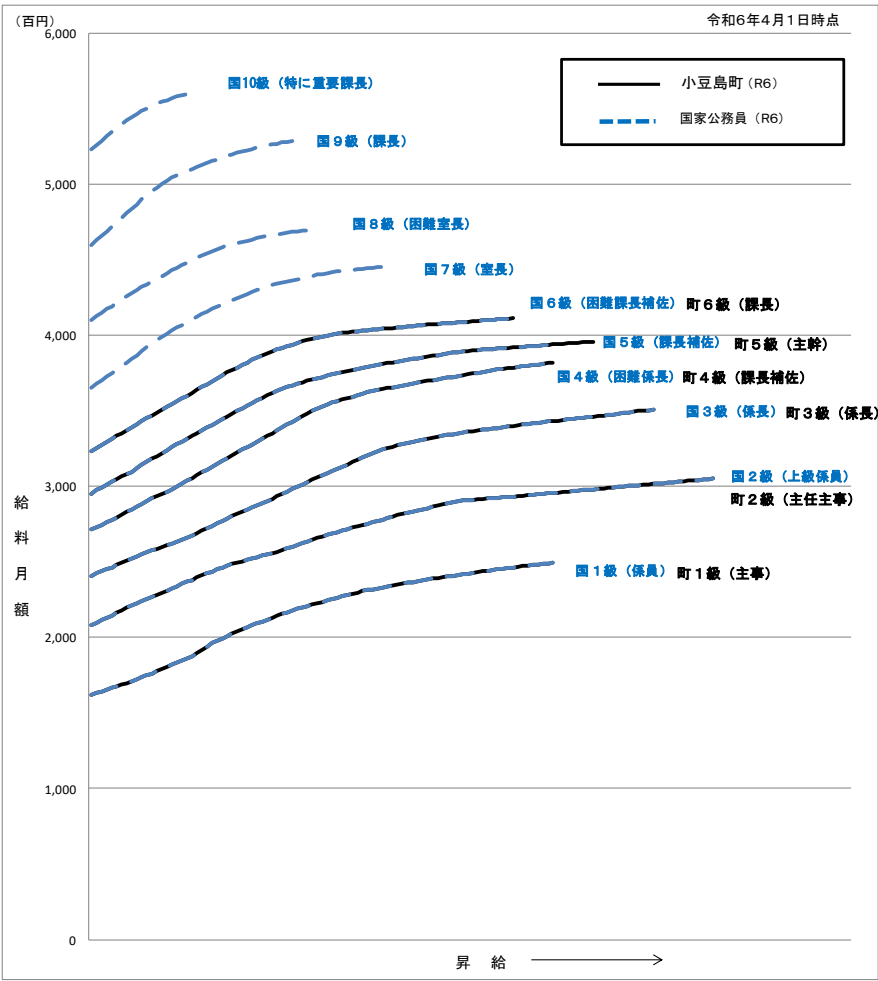
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	9	8.4	162,100	249,400
2級	主任主事、主任技師	11	10.3	208,000	305,200
3級	係長、主査	50	46.7	240,900	351,000
4級	課長補佐、副主幹	19	17.8	271,600	382,000
5級	主幹	2	1.9	295,400	396,000
6級	参事、課長	16	15.0	323,100	411,300

(注) 1 小豆島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小豆島町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
ロ 人事評価を活用していない	標準の区分のみ（一律）				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小豆島町	香川県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度普通会計) 1,486千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度普通会計) 1,703千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小豆島町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

小豆島町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額		8,842千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度普通会計決算）			* 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度普通会計決算）			* 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	1 人	20%

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている。

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度普通会計決算）				0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度普通会計決算）				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）				—
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5 年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	・一般行政職	・行旅死亡人取扱業務に従事したとき	0 千円	日額 3,000 円
防疫作業手当	・一般行政職 ・看護職 ・技能職	・感染症の予防・消毒・駆除作業に従事したとき。 ・伝染性病菌に汚染された区域での患畜の飼育・病菌の付着した物件等の処理作業に従事したとき	0 千円	日額 290 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度普通会計決算）	44,500 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度普通会計決算）	353 千円
支給実績（令和 4 年度普通会計決算）	50,518 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度普通会計決算）	411 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職、教育職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度と 異 同	国の制度と 異なる内容	支 給 実 績 〔 令 和 5 年 度 普通会計決算 〕	支給職員 1 人当 たり平均支給年額 〔 令 和 5 年 度 普通会計決算 〕
扶 養 手 当	・ 配偶者 6,500 円 ・ 子 10,000 円 ・ その他 6,500 円 ・ 特定期間の加算 5,000 円	同	—	16,529 千円	289,982 円
住 居 手 当	・ 借家、借間居住者 家賃月額が 12,000 円を超え る場合に支給 (最高支給限度額) 27,000 円	異	家賃月額 16,000 円 上限 28,000 円	5,953 千円	283,476 円
通 勤 手 当	・ 交通機関利用者 運賃相当額 ・ 交通用具使用者使用距離区 分に応じ (片道 2 k m 以上) 2,700 円から最高 25,100 円	異	国 : 2,000 ~ 24,500 円	8,476 千円	87,381 円
管 理 職 手 当	・ 参事 60,000 円 ・ 総括課長 50,000 円 ・ 課長職 40,000 円 ・ 主幹職 25,000 円 ・ 課長補佐職 20,000 円 ・ 副主幹 16,000 円	—	—	17,131 千円	311,473 円
宿 日 直 手 当	・ 宿直又は日直勤務 1 回につき 4,400 円	同	—	2,295 千円	26,379 円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	・ 参事・課長・主幹 6,000 円 ・ 課長補佐・副主幹 5,000 円 ・ 参事・課長・主幹 (平日深 夜) 4,000 円 ・ 課長補佐・副主幹 (平日深 夜) 3,000 円	—	—	8 千円	4,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
		（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	町 長	759,000 円	855,000 円 / 382,500 円
	副 町 長	570,000 円	700,000 円 / 430,400 円
報酬	議 長	345,000 円	408,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	280,000 円	342,000 円 / 180,000 円
	議 員	270,000 円	323,000 円 / 157,000 円
期末手当	町 長	（令和5年度支給割合）3.05 月分	
	副 町 長	（令和5年度支給割合）3.05 月分	
退職手当	町 長	（算定方式） 退職の日における給料月額×勤務期間の月数（48 月を超えるときは、48 月）×支給割合 （町長 36.5/100、副町長 22/100）	（1 期の手当額） 13,297,680 （支給時期） 退職した日から起算して 1 月以内
	副 町 長		6,019,200

6 職員数の状況

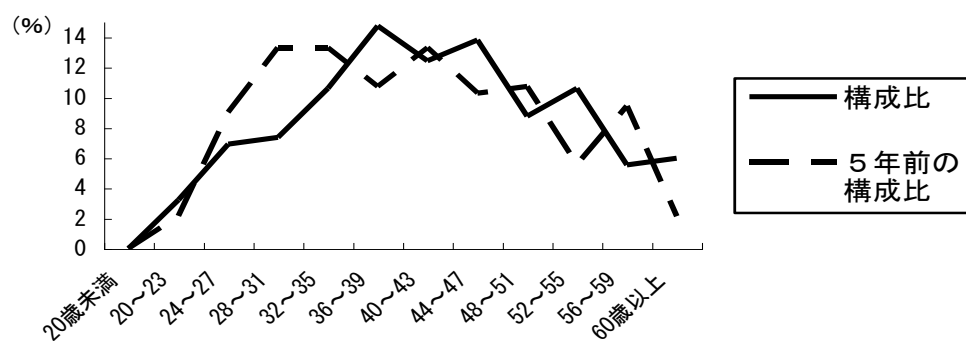
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	3	1	育児休業取得者重複配置
	総務企画	37	34	▲3	育児休業者復帰による重複配置解除
	税 務	9	9	-	
	民 生	32	29	▲3	保育士退職不補充
	衛 生	13	10	▲3	保健師退職不補充、病院派遣者の部門修正
	労 働	-	-	-	
	農林水産	15	14	▲1	退職者復帰に伴う異動
	商 工	7	8	1	観光活性化業務増
	土 木	12	14	2	港湾施設・町営住宅整備業務増
	計	127	121	▲6	<参考> 人口1万当たりの職員数 90.73 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 88.99 人)
公 会 計 部 門	教育部門	32	34	2	小学校統合業務増
	消防部門			-	
	小 計	159	155	▲4	<参考> 人口1万当たりの職員数 116.22 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 108.29 人)
	病院	-	2	2	病院派遣者の部門修正
公 営 企 業 等 部 門	水 道	10	5	▲5	広域水道企業団身分移管
	そ の 他	53	55	2	介護保険施設体制強化
	小 計	63	62	▲1	
合 計		222 [293]	217 [293]	▲5	<参考> 人口1万当たりの職員数 162.71 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）



区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
人数	人 0	人 7	人 15	人 16	人 23	人 32	人 27	人 30	人 19	人 23	人 12	人 13	人 217

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 年度	31 年度	02 年度	03 年度	04 年度	05 年度	06 年度	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	137	136	131	132	127	121	▲16 人 (▲11.7%)
教育	37	32	32	30	32	34	▲3 人 (▲8.1%)
公営企業等 会計	59	60	61	62	63	62	3 人 (10.3%)
合計	233	228	224	224	222	217	▲16 人 (▲6.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。